業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

(1) 事業名

浜松市電気自動車用充電設備更新事業

(2) 履行期間

協定締結日から8年以上12年未満の複数年

※実施事業者の選定後、別途本市と締結する協定書において最終決定する。

※事業期間満了までに、原則として事業者の負担により電気自動車充電設備を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。ただし、浜松市から更新の申し出や所有権移転の希望があった場合はこの限りではない。

(3) 履行場所

別紙1のとおり

2 業務内容

(1) 業務目的

浜松市では電気自動車普及のための率先行動として、市有施設に電気自動車充電設備を設置し、一般市民向けに電気自動車充電サービスを提供してきたが、老朽化に伴い、安定的なサービスの提供が困難な状況となっている。今後の更なる電気自動車普及に向け、民間サービスを活用した第三者所有形態による設備更新を実施することで、公共施設における継続的な電気自動車充電サービスの提供と市域における電気自動車充電設備の更なる普及を目指すもの。

(2) 電気自動車充電器の種類

定格出力6kW以上とする

(3) 業務内容

- ア 1(3)に示す設置場所における既存電気自動車充電設備の撤去及び新規電気自動車充電設備の設置
- イ 電気自動車充電設備の維持管理
- ウ 利用者への電気自動車充電サービスの提供・運営
- エ 利用者への周知・広告
- オ 利用実態等の各種データの収集、本市への提供

3 費用負担

電気自動車充電設備の撤去・設置工事費・維持管理費、電気自動車充電サービスの運営に 関する費用及び設備設置に起因する施設の補修・事故等に係る費用は、原則として事業実施 者の負担とする。

4 行政財産の使用料について

本市事業の執行場所として受託者に提供するため使用料は徴収しない。

5 運営体制

- (1) 本市及び各施設管理者との連絡・調整が速やかに行える体制を確立すること。
- (2) 問題発生時に速やかに対応できる体制を整えること。

6 事業報告

利用実態等に関する各種データを収集し、当該データを本市へ提供すること。

7 その他

- (1) 事業実施者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的に利用しないこと。
- (2) 事業実施者は、業務の目的を十分に理解して業務の遂行に努めること。
- (3) 電気自動車充電設備設置場所には、設備の利用方法、問い合わせ先などを分かりやすく明示すること。
- (4) 既設電気自動車充電設備の撤去・処分に関する計画書、電気自動車充電設備設置に関する図面、仕様及び事業計画を事前に各施設管理者に提出し、了承を得た後に施工すること。
- (5) 本業務説明資料に明記していない事項については、市と実施事業者が協議の上、決定する。

別紙1 対象施設

NO	対象施設	住所	既存設備
1	四ツ池公園浜松球場	浜松市中央区上島 6-19-1	急速・1 基
2	花川運動公園	浜松市中央区西丘町 724	急速・1 基
3	舘山寺公共駐車場	浜松市中央区館山寺町 1832-1	急速・1 基
4	浜松市南行政センター	浜松市中央区江之島町 600-1	急速・1 基
5	浜松市北行政センター	浜松市浜名区細江町気賀 305	急速・1 基
6	はままつフルーツパーク時之栖	浜松市浜名区都田町 4263-1	急速・1 基